

《 事務所ニュース 2016年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101

TEL / FAX 04-7103-8252

URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る 等級判定ガイドラインの策定及び実施について (平成28年9月から)

障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されていますが、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いが生じていることが確認されました。これ踏まえ、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするため、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインや適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策について、議論され、精神障害及び知的障害の認定の地域差の改善に向けて対応するため、『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等を策定し、9月1日から実施することとしました。

(1) 等級判定の標準的な考え方を示したガイドライン
精神障害及び知的障害に係る障害年金の認定に地域差による不公平が生じないように、障害の程度を診査する医師が等級判定する際に参酌する全国共通の尺度として、以下のア、イを盛り込んだガイドラインを策定しました。今後は、障害認定基準とこのガイドラインに基づいて、等級判定を行います。

- ア 診断書の記載事項を踏まえた「等級の目安」
- イ 総合的に等級判定する際の「考慮すべき要素」の例示

(2) 診断書(精神の障害)の記載要領の作成

障害年金請求者や受給者の病状及び日常生活状況を適切に診断書へ反映していただくために、診断書を作成される医師向けに、診断書の記載時に留意して欲しいポイントなどを示した記載要領を作成しました。

(3) 請求者等の詳細な日常生活状況を把握する

ための照会文書の作成
障害の程度を診査する医師が、障害年金請求者や受給者

の詳細な日常生活状況を把握するために、請求者等へ照会する際に使用する文書(「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」)を作成し、主な照会事項を整理しました。

歓送迎会後の帰社中の事故、労災認める

最高裁判所は、職場の歓送迎会後に残業の為、会社に戻る途中の事故で亡くなった社員の妻が起こした裁判で、「当時の事情を総合すると会社の支配下にあったというべきだ」として労災と認めなかった二審判決を破棄する判決を言い渡しました。

平成22年12月、福岡県荏田町でワゴン車が大型トラックに衝突し、ワゴン車を運転していた34歳の会社員の男性が死亡しました。男性は上司から職場の歓送迎会に誘われ、仕事が忙しいため断りましたが、再び出席を求められたため酒を飲まずに出席、同僚を送って会社に戻る途中で事故に遭いました。福岡労働基準監督署は労災にあたらないとして遺族補償の給付を認めず、妻は処分の取り消しを求めて提訴、1審と2審は「自分の意思で私的な会合に参加したので労災ではない」として妻側が敗訴、最高裁に上告しました。平成28年7月8日の最高裁判決で、当日の男性の行動は、歓送迎会を一度断ったが上司に促されて参加し、会費が会社の経費で支払われたこと、送迎には社用車が使われたことなどを挙げ、「当時の事情を総合すると会社の支配下にあったというべきだ」として、会社からの要請といえと指摘し、1審と2審の判決を破棄し、労災と認めました。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行